

令和4年度 学内での新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

学部生、専攻科生各位

学内での感染拡大を防止するために、以下の対応をお願いします。安否確認システム（パスモバイル）での体調管理は継続します。毎日必ず報告してください。

I 全体的な注意事項

三密を避け、換気を実施し、マスクを着用し、手指衛生（石けんと流水による手洗い又は手指消毒）を遵守してください。参考資料1にある注意事項をよく読み、適切な予防行動をとってください。

食事をするときには感染のリスクが上がります。黙食し、食事が終わってからマスクをつけて会話しましょう。

（4月1日付インフォメーション「感染拡大防止のための日常生活上の行動について（学生行動指針）」参照）

II 登校する際の注意

・毎日必ず健康観察表（資料1）を記入してください。授業開始前に、担当教員に健康観察表を提示し、受講に問題がないことの確認を受けてください。

・以下の場合は、事前にクラス担任に相談し登校の可否の判断を仰いでください。

①感染者や感染疑い者、濃厚接触者にマスクなし・1m以内で接触した場合

②同居者に感染者や感染疑い者、濃厚接触者がいる場合

③同居者の職場や学校で感染者やクラスターが確認された場合

④アルバイト先や友人・知人に感染者や感染疑い者、濃厚接触者がいる場合

・登校前の検温で熱がある場合や、体調が悪い場合は迷わず欠席してください。欠席の際の手続きは、「V 欠席の取り扱い」に従ってください。発熱の基準は37℃以上か、又は平熱よりも1℃以上高いことを目安にしてください。自分自身の平熱を把握するためにも毎日検温しましょう。

・教室に着席する際は隣の人との間隔をあけ、マスクを外した状態で会話をすることは避けましょう。

・その他、受講する際に必要な対応については担当教員からの指示に従ってください。

・食堂やラーニングコモンズを利用する際は密にならないように着席してください。飲食物の共有やマスクを外した状態での会話は避けてください。

・登校して授業を受講する事に不安や心配がある場合は、科目担当教員かクラス担任教員に事前に相談してください。

III 学内で体調が悪くなった場合

感染拡大防止の観点から、直接保健室に行くのは絶対に避け、速やかに帰宅して自宅で静養してください。

自宅に戻れないほど体調が悪い場合は、必ず事前に保健室（029-840-2110）または教務課学生係（029-840-2108）に連絡して指示に従ってください。

IV 検査について

教務課で抗原検査キットを配布しています（配布できる数には限りがあります）。体調不良の際に自宅で検査をすることができます。抗原検査で陽性になった場合は、速やかに医療機関を受診してください。また、抗原検査が陰性でも症状が治まらない場合は医療機関を受診してください。受診結果は必ずクラス担任に報告してください。

V 欠席の取り扱い

- ・新型コロナウイルスに起因する欠席の取り扱いは下表のとおりです。欠席する場合は、教務課教務係（029-840-2107）へ連絡するとともに、科目担当教員に欠席する旨をデスクネットメールで連絡してください。
- ・欠席した場合は、下表記載の期限までに「授業欠席承認願」を教務課教務係へ提出してください。各科目の出席要件により欠席が認められる最大の時間数までは公欠扱いとなります（講義科目は3分の1、演習・実験・実習科目は5分の1まで）。
- ・検査で新型コロナウイルス陽性や濃厚接触者（疑い含む）になった場合は、教務課教務係またはクラス担任教員、保護者に連絡し、「行動履歴表」を大学へ提出してください。陽性または濃厚接触者の場合、保健所または医療機関の指示に従って療養してください。療養解除になったらクラス担任と相談し、登校日を決めてください。
- ・検査で陰性の場合、「解熱剤を使用しない状態での解熱(37℃未満)が確認でき、または、症状が改善して、それが48時間以上継続」したら登校してください。インフルエンザの場合は、出席停止期間が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となります。

ケース	取り扱い
新型コロナウイルスに感染した	<ul style="list-style-type: none"> ○退院または療養が終了するまで出席停止 ○<u>登校再開後1週間以内</u>に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・罹患したことがわかる書類（医師の診断書、PCR検査結果、抗原検査結果など）または担任へ提出した<u>行動履歴表</u>
新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者となった	<ul style="list-style-type: none"> ○大学から指定された期間出席停止 ○<u>登校再開後1週間以内</u>に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・担任へ提出した<u>行動履歴表</u>
新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者の濃厚接触者となった	<ul style="list-style-type: none"> ○大学から指定された期間出席停止 ○<u>登校再開後1週間以内</u>に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・担任へ提出した<u>行動履歴表</u>
体調不良 (発熱、頭痛、咽頭痛その他の風邪症状)	<ul style="list-style-type: none"> ○解熱剤未服用の状態での解熱(37℃未満)が確認でき、または、症状改善後48時間以上継続するまで出席停止 ○<u>登校再開後1週間以内</u>に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・<u>医療機関を受診した場合は領収書</u> ※当ケースの場合は、<u>できるだけ医療機関を受診し、その領収書を提出してください</u>（特に1日以上症状が継続する場合は受診）。 ※当ケースによる欠席が多い学生については、状況把握のために、担任等との面談を行う場合があります。
新型コロナウイルスワクチンの接種	<ul style="list-style-type: none"> ○接種日当日のみ公欠 ○<u>接種日から1週間以内</u>（副反応が出現した場合は2週間以内）に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・<u>接種記録書の写し</u>
新型コロナウイルスワクチン接種に伴う副反応（発熱、頭痛、倦怠感その他の風邪症状）	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>接種日翌日から3日間</u>を公欠 ○<u>登校再開後1週間以内</u>に教務課に以下を提出 <ul style="list-style-type: none"> ・授業欠席承認願 ・<u>接種記録書の写し</u>

※上記のケースに該当する授業がオンライン授業の場合、体調に問題がなければ自宅で受講すること（この場合は通常の出席扱い）。ただし、新型コロナワクチン接種及び接種に伴う副反応の場合は、上記の欠席承認手続をとること。

VI 新型コロナウイルス感染が疑われる場合

かかりつけ医への相談してください。同時に保護者、教務課教務係（029-840-2107）又はクラス担任教員にも連絡してください。症状がありかかりつけ医がない等の場合は以下に相談してください。

○茨城県新型コロナウイルス感染症受診・相談センター（8時30分～22時00分）

専用電話(直通番号) 029-301-3200 / FAX番号 029-301-6341

○県内保健所：受付時間 平日 9時00分～17時00分

保健所名	連絡先	管内市町村
水戸市保健所	029-243-7650	水戸市
中央保健所	029-241-0100	笠間市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
ひたちなか保健所	029-265-5515	常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
日立保健所	0294-22-4188	日立市、高萩市、北茨城市
潮来保健所	0299-66-2114	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
竜ヶ崎保健所	0297-62-2161	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
土浦保健所	029-821-5342	土浦市、石岡市、かすみがうら市
つくば保健所	029-851-9287	常総市、つくば市、つくばみらい市
筑西保健所	0296-24-3911	結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町
古河保健所	0280-32-3021	古河市、坂東市、五霞町、境町

今後の検査や濃厚接触者等の自宅待機期間について

茨城コロナ NEXT が Stage3 になったが、流行中の BA.5 株の特性を踏まえ濃厚接触者の隔離期間等の対応が特例として一部緩和されている。学生の学修機会の確保のため、講義科目やグループワーク等の感染リスクが低い授業への出席が可能となるように変更する。

(参考) 茨城県新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) web ページ <https://www.pref.ibaraki.jp/1saigai/2019-ncov/top.html>

1. 症状が出た場合 (発熱、咽頭痛など)

- 医療機関を受診し PCR 検査や定性抗原検査を受け、結果を担任に報告する。
- 診断を受けた後は、基本的には保健所の指示に従い療養する。療養機関の目安は発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過後に登校可能となるが、医師の診断により短縮できる。

2. PCR 検査または定性抗原検査陽性になったが無症状で経過した場合

- 検査日を 0 日として 7 日間自宅待機とする。10 日までは健康観察を徹底する。

3. 感染者と感染伝播のリスクが高い時期 (発症 2 日前から発症 3 日後の間) に接触があった場合

(ア) 接触確認以降に症状がみられた場合は 1. と同様に対応する。

(イ) 症状がない場合

- ① 感染者との接触が講義科目やグループワークで、教室の換気、マスク着用などの基本的な感染対策が取られていた場合は、検査をせずに通常登校可能とする。
- ② 感染者と食事をしたが、マスクを外している時間が 15 分以内黙食等の場合 (学食での昼食、ラーメンなど短時間での食事、アルバイト先の賄いを短時間で喫食など) は、健康観察を継続し、通常登校可能とする
- ③ カラオケ、居酒屋での飲食、宿泊を伴う交流等の場合は、濃厚接触者とみなす。

(ウ) 濃厚接触者であるが検査をしなかった場合

- ① 陽性者との最終接触日を 0 日として 5 日間自宅待機とする。
- ② または、感染者と最後に接触した日から 2 日目及び 3 日目の定性抗原検査で両日とも陰性が確認された場合には、3 日目から解除を可能とする。解除となっても、健康観察は継続する。なお、使用する定性抗原検査キットは、厚生労働省の URL に記載のある (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html の 2. 抗原検査法を参照)、体外診断薬として認可されたものを使用すること。実技や筆記試験への出席など、科目責任者が必要と認めた場合は教務課で保管している検査キットを使用することができる。

検査キットの受け取り方法は以下の通りとする。学生は科目責任者に状況を説明するメールを送信し、その内容を科目責任者が判断後学生本人に連絡を入れ、学生または代理人が教務課窓口で科目責任者からの返信メールを提示しキットを受け取る。

- ③ 臨床実習、臨地実習の場合は、実習先施設のルールに従う。付属病院の実習に際しては 7 日間経過を必須とする。また、学内の実技実習等の場合は定性抗原検査による解除方針には該当せず、5 日間経過を必須とする。

(エ) 濃厚接触者にならなかった場合

健康観察及び感染対策を徹底して登校可能とする。

4. 臨床実習先等の指示で PCR 検査や定性抗原検査が必要な場合

各自で検査センターを予約して PCR 検査を受ける。翌日や翌々日に必要など時間的余裕がない場合のみ付属病院と協議する。定性抗原検査の場合は大学に保管している検査キットを使用する。